

<h1>静岡市報</h1>	No. 71
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

規 則

- 静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市事務分掌規則及び静岡市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 17

人事委員会規則

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・ 18

訓 令

- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

告 示

- 特定都市河川浸水被害対策法第11条の規定による技術的基準として定める基準降雨・・・・ 21

議会告示

- 静岡市議会図書室規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

選挙管理委員会告示

- 静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・ 22
- 政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程の
一部改正・・ 23

規 則

静岡市規則第1号

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年1月29日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の2各調整室の所掌事務中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、同所掌事務(5)の次に次のように加える。

(6) 局専用市長印の管理に関すること。

(静岡市公印規則の一部改正)

第2条 静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

都市景観審議会会長印	24	れい書	正方形	方18	1	都市計画課長
------------	----	-----	-----	-----	---	--------

を

」

「

景観審議会会長印	24	れい書	正方形	方18	1	都市計画課長
----------	----	-----	-----	-----	---	--------

に

」

改める。

別表第3の2市長印中

「

印刷専用市長印	4	れい書	円形	直径 14	1	総務課長	印刷公印用
人事課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	人事課長	職員の給与及び職員自主研究グループ補助金に関する事務並びに職員の履歴等証明用

を

」

印刷専用 市長印	4	れい書	円形	直径 14	1	総務課長	印刷公印用
局専用市 長印	31	れい書	正方形	方 24	9	各調整室 長	局の分掌事務 (国、地方公共 団体等に対する 要請、要望、請 願及び陳情に関 する事務、2以 上の局に関連す る事務並びに総 務課長が特に必 要と認める事務 並びに他の専用 公印の用途に定 められたものを 除く。)用
人事課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	人事課長	職員の給与に関 する事務及び職 員の履歴等証明 用

に、

職員厚生 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	職員厚生 課長	職員の福利厚 生、非常勤職員 の社会保険及び 静岡縣市町村職 員共済組合に関 する事務用
--------------------	---	-----	-----	------	---	------------	---

を

職員厚生 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	職員厚生 課長	職員の福利厚 生、静岡縣市町 村職員共済組合 並びに非常勤職 員の社会保険及 びに雇用保険に 関する事務用	に、
--------------------	---	-----	-----	------	---	------------	---	----

契約課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	契約課長	建設工事、建設 業関連業務委 託、物品購入等 の契約並びに競 争入札の参加資 格及び公告に関 する事務用	を
--------------	---	-----	-----	------	---	------	--	---

契約課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	契約課長	建設工事、建設 業関連業務委 託、物品購入等 の契約並びに競 争入札の公告に 関する事務用	に、
--------------	---	-----	-----	------	---	------	--	----

「

課税課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	課税課長	特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人等の市民税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税並びに事業所税の賦課に関する事務用
----------	---	-----	-----	------	---	------	---

を

」

「

課税課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	課税課長	特別徴収に係る個人の市民税及び県民税、法人等の市民税並びに事業所税の賦課に関する事務用
----------	---	-----	-----	------	---	------	---

に、

」

文化振興 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	文化振興 課長	市民文化会館、 清水文化センタ ー、静岡音楽館、 静岡アートギャ ラリー、静岡科 学館及び東海道 広重美術館の利 用及び管理に関 する事務用
清流の都 創造課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	清流の都 創造課長	有害鳥獣の駆除 に関する事務及 び緑化推進に係 る補助事務用
環境保全 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	環境保全 課長	公害関係法令に 基づく届出に関 する事務用
廃棄物政 策課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物政 策課長	一般廃棄物に係 る許可等、一般 廃棄物の減量及 びリサイクル施 策に係る補助並 びに浄化槽及び し尿くみ取りに 関する事務用

を

「

文化振興 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	文化振興 課長	市民文化会館及 び清水文化セン ターの利用及び 管理に関する事 務用
清流の都 創造課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	清流の都 創造課長	有害鳥獣の駆除 に関する事務及 び緑化推進に係 る補助事務用
廃棄物政 策課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	廃棄物政 策課長	一般廃棄物に係 る許可、一般廃 棄物の減量及び リサイクル施策 に係る補助並び に浄化槽に係る 補助金に関する 事務用

に、

」

介護保険 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	介護保険 課長	介護保険料の減 免、介護保険の 給付、介護保険 調査員の資格及 び要介護認定等 の調査委託に関 する事務並びに 郵便事務用
保険年金 管理課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	保険年金 管理課長	高額療養費及び 出産費の貸付 け、第三者行為 に係る損害賠償 請求、国民健康 保険井川診療所 の診療報酬の請 求、健康保険法 の一部を改正す る法律（平成18 年法律第83号） 第7条の規定に よる改正前の老 人保健法による 医療に係る通知 及び認定並びに 後期高齢者医療 制度に係る保険 料の徴収に関す る事務並びに郵 便事務用

を

」

介護保険 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	介護保険 課長	介護保険の給 付、介護保険調 査員の資格及び 要介護認定等の 調査委託に關す る事務用
保険年金 管理課専 用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	保険年金 管理課長	高額療養費及び 出産費の貸付 け、第三者行為 に係る損害賠償 請求、国民健康 保険井川診療所 の診療報酬の請 求並びに健康保 険法の一部を改 正する法律（平 成18年法律第83 号）第7条の規 定による改正前 の老人保健法に よる医療に係る 通知及び認定に 關する事務用

に、

「

商業労政 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	商業労政 課長	高年齢者、障害 者等雇用奨励金 に関する事務用
商業労政 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	商業労政 課長	東部勤労者福祉 センターの利用 に関する事務用

を

」

「

商業労政 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	商業労政 課長	高年齢者、障害 者等雇用奨励金 に関する事務用
--------------------	---	-----	-----	------	---	------------	-------------------------------

に、

」

農林総務 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農林総務 課長	森林施業計画の 認定等、森林整 備計画との適 合、中山間地域 等直接支払交付 金及び清水農村 環境改善センタ ーの利用に關す る事務用
農業振興 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農業振興 課長	都市農業維持等 支援事業、利用 権設定等促進事 業、持続性の高 い農業生産方式 導入認定事業、 農業振興地域整 備計画策定、水 稲生産実施計画 書調査及び農用 地区域の証明等 に關する事務用

を

農林総務 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農林総務 課長	森林整備計画と の適合及び中山 間地域等直接支 払交付金に関す る事務用
農業振興 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	農業振興 課長	利用権設定等促 進事業及び都市 農業維持等支援 事業に関する事 務用

に、

都市計画 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	都市計画 課長	都市計画図の複 製及び使用の承 認、都市計画施 設区域内等の建 築行為の制限に 係る許可、地区 計画等の区域内 の建築等の届出 及び屋外広告物 に関する事務並 びに都市計画決 定に係る証明用
交通政策 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	交通政策 課長	路外駐車場及び 建築物における 駐車施設の附置 等の設置届に関 する事務用

を

開発指導 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	開発指導 課長	国土利用計画及 び公有地の拡大 の推進に係る届 出等、岩石、砂 利及び土の採取 に係る規制、開 発行為等、開発 審査会並びに土 地利用事業の適 正化に係る指導 に関する事務用
市街地整 備課専用 市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	市街地整 備課長	市街地の再開発 事業及び土地区 画整理事業に関 する事務用

「

都市計画 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	都市計画 課長	屋外広告物に関 する事務用
開発指導 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	開発指導 課長	都市計画法及び 同法施行規則に 基づく許可、証 明、請求等の事 務用

に、

「

大谷区画 整理推進 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	大谷区画 整理推進 課長	静岡都市計画事 業大谷土地区画 整理事業に関す る事務用
公園計画 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	公園計画 課長	公園の計画、風 致及び保存樹木 に関する事務用
公園整備 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	公園整備 課長	公園の整備及び 維持管理に関す る事務用

を

」

「

大谷区画 整理推進 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	大谷区画 整理推進 課長	静岡都市計画事 業大谷土地区画 整理事業に関す る事務用
公園整備 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	公園整備 課長	公園の維持管理 に関する事務用

に、

」

住宅課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	住宅課長	市営住宅の入居及び管理に関する事務用	
公共建築課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	公共建築課長	市有建築物の建築工事に関する事務用	を
設備課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	設備課長	市有建築物等の設備に関する事務用	

住宅課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	住宅課長	市営住宅の入居及び管理に関する事務用	に、
----------	---	-----	-----	------	---	------	--------------------	----

土木管理課専用市長印	5	れい書	正方形	方 21	1	土木管理課長	市道の路線認定、道路及び河川等の境界明示、道路、河川等及び法定外公共物の占用、工事承認及び目的外使用、地籍調査、道路、水路用地等の財産管理並びに道路運送及び車両制限に関する事務用	を
------------	---	-----	-----	------	---	--------	---	---

「

土木管理 課専用市 長印	5	れい書	正方形	方 21	1	土木管理 課長	道路及び河川等 の境界明示、道 路、河川等及び 法定外公共物の 占用、工事承認 及び目的外使用、地籍調査、 道路、水路用地 等の財産管理並 びに道路運送及 び車両制限に関 する事務用
--------------------	---	-----	-----	------	---	------------	---

に、

」

改める。

別表第4中

「

30	静岡市立 〇 〇 〇 保育園印	を	「	30	静岡市立 〇 〇 〇 保育園印	」	31	〇 〇 局 静岡市 長 印 専 用	に改める。
----	-----------------------	---	---	----	-----------------------	---	----	----------------------------	-------

」

(静岡市消防防災局の組織等に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市消防防災局の組織等に関する規則(平成15年静岡市規則第245号)の一部を次のように改正する。

第3条調整室の所掌事務中(6)を(7)とし、同所掌事務(5)の次に次のように加える。

(6) 局専用市長印の管理に関すること。

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

静岡市規則第2号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年1月29日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第22条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 請負人は、市長が認めるときは、2の工事現場に同一の現場代理人を置くことができる。

この場合において、当該現場代理人は、一の工事現場に駐在しているときは、当該2の工事現場のいずれにも常駐しているものとみなす。

第47条第6項中「年3.4パーセントの割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により」に改める。

第55条第3項及び第61条第3項中「年3.4パーセントの割合で」を「財務大臣が決定する率により」に改める。

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

静岡市規則第3号

静岡市事務分掌規則及び静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年2月13日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市事務分掌規則及び静岡市公印規則の一部を改正する規則

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条子育て支援課の所掌事務中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、同所掌事務(13)の次に次のように加える。

(14) 子育て応援特別手当に関すること。

第4条の2各調整室の所掌事務に次のように加える。

(9) 定額給付金に関すること(経済局調整室に限る。)

(静岡市公印規則の一部改正)

第2条 静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第5印刷専用市長印(正方形)の項中「及び国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書」を「、国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書、定額給付金関係通知及び子育て応援特別手当関係通知用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成21年1月21日

静岡市人事委員会

委員長 向坂達也

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「日本下水道事業団」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 財団法人全国市町村研修財団

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第1号

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市教育委員会訓令第1号

各局

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市委託業務等業者選定委員会規程(平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成21年2月13日

静岡市長

小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者

河 野 正 也

静岡市教育委員会委員長

後 藤 康 雄

別表第2中

「

商工部会	経済局商工部所属の各課及び中央卸売市場	経済局商工部長	経済局商工部産業政策課
------	---------------------	---------	-------------

を

」

「

商工部会	経済局調整室、経済局商工部所属の各課及び中央卸売市場	経済局商工部長	経済局商工部産業政策課
------	----------------------------	---------	-------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第44号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第9条の規定による雨水浸透阻害行為の許可にあたり、同法第11条の規定による技術的基準として定める基準降雨を、同法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定及び同法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第11条第2項の規定に基づき次の表のとおり定める。

平成21年2月6日

静岡市長 小嶋 善吉

時		分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
降雨波形：中央集中型 生起確率：10年に1度 24時間総雨量：261.5mm 最大降雨強度(1時間)：68.7mm/h 最大降雨強度(10分間)：122.6mm/h												
0	0-10	2.3	6	0-10	6.0	12	0-10	80.1	18	0-10	5.7	
	10-20	2.3		10-20	6.2		10-20	54.4		10-20	5.5	
	20-30	2.4		20-30	6.4		20-30	43.2		20-30	5.4	
	30-40	2.4		30-40	6.6		30-40	36.6		30-40	5.2	
	40-50	2.5		40-50	6.8		40-50	32.1		40-50	5.1	
	50-60	2.6		50-60	7.0		50-60	28.8		50-60	4.9	
1	0-10	2.6	7	0-10	7.2	13	0-10	23.9	19	0-10	4.8	
	10-20	2.7		10-20	7.5		10-20	21.7		10-20	4.7	
	20-30	2.8		20-30	7.8		20-30	19.9		20-30	4.5	
	30-40	2.9		30-40	8.1		30-40	18.4		30-40	4.4	
	40-50	2.9		40-50	8.4		40-50	17.1		40-50	4.3	
	50-60	3.0		50-60	8.7		50-60	16.0		50-60	4.2	
2	0-10	3.1	8	0-10	9.0	14	0-10	15.0	20	0-10	4.1	
	10-20	3.2		10-20	9.4		10-20	14.1		10-20	4.0	
	20-30	3.2		20-30	9.8		20-30	13.4		20-30	3.8	
	30-40	3.3		30-40	10.2		30-40	12.7		30-40	3.7	
	40-50	3.4		40-50	10.7		40-50	12.0		40-50	3.7	
	50-60	3.5		50-60	11.2		50-60	11.5		50-60	3.6	
3	0-10	3.6	9	0-10	11.7	15	0-10	10.9	21	0-10	3.5	
	10-20	3.7		10-20	12.3		10-20	10.4		10-20	3.4	
	20-30	3.8		20-30	13.0		20-30	10.0		20-30	3.3	
	30-40	3.9		30-40	13.7		30-40	9.6		30-40	3.2	
	40-50	4.0		40-50	14.6		40-50	9.2		40-50	3.1	
	50-60	4.1		50-60	15.5		50-60	8.9		50-60	3.0	
4	0-10	4.2	10	0-10	16.5	16	0-10	8.5	22	0-10	3.0	
	10-20	4.3		10-20	17.7		10-20	8.2		10-20	2.9	
	20-30	4.5		20-30	19.1		20-30	7.9		20-30	2.8	
	30-40	4.6		30-40	20.8		30-40	7.6		30-40	2.7	
	40-50	4.7		40-50	22.8		40-50	7.4		40-50	2.7	
	50-60	4.9		50-60	25.2		50-60	7.1		50-60	2.6	
5	0-10	5.0	11	0-10	30.3	17	0-10	6.9	23	0-10	2.5	
	10-20	5.1		10-20	34.2		10-20	6.7		10-20	2.5	
	20-30	5.3		20-30	39.6		20-30	6.5		20-30	2.4	
	30-40	5.4		30-40	47.9		30-40	6.3		30-40	2.3	
	40-50	5.6		40-50	63.9		40-50	6.1		40-50	2.3	
	50-60	5.8		50-60	122.6		50-60	5.9		50-60	2.2	

議会告示

静岡市議会告示第1号

静岡市議会図書室規程（平成15年静岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年1月16日

静岡市議会議長 城 内 里

第1条中「第100条第17項」を「第100条第18項」に改める。

第2条第1号中「第100条第15項」を「第100条第16項」に改め、同条第2号中「第100条第16項」を「第100条第17項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第2号

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程（平成18年静岡市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤 田 勝 也

第8条の見出しを「(候補者用通常葉書使用証明書等の交付)」に改め、同条中「選挙運動用通常葉書使用証明書」を「候補者用通常葉書使用証明書」に改める。

様式第3号中「選挙運動用通常葉書使用証明書」を「候補者用通常葉書使用証明書」に、

「

選挙用の表示をする郵便局名		郵便局		
局名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考

を

「

選挙用の表示をする郵便事業株式会社 の営業所名		郵便事業株式会社		
営業所名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考

に

改める。

様式第4号中「郵便局」を「郵便物の配達事務を取り扱う郵便事業株式会社の営業所又は郵便事業株式会社の指定した営業所若しくは郵便局」に改める。

附 則

この告示は、平成21年2月3日から施行する。

静岡市選挙管理委員会告示第3号

政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類の証票に関する規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成21年2月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田勝也

様式第1号中「紫色」を「赤色」に改める。

附 則

この告示は、平成21年2月3日から施行する。